

令和7年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務の目的

宮城県が運用する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」（以下「県認証」という。）の認証登録を受けた農産物（以下「県認証農産物」という。）の需要拡大と消費者の理解促進を図るため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培された県認証農産物についてデジタルツール等を効果的に活用したPRキャンペーンを実施することで、購買促進と認知度向上を図り、新規需要の創出とファン層の獲得に繋げるもの。

5 委託業務の内容

次の（１）から（６）に掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。
なお、企画提案を受けて仕様の協議を行うため、以下に記載の内容から変更する場合がある。

（１）PRキャンペーンの実施

消費者が、キャンペーンのランディングページ（以下「LP」という。）内のアンケートに回答し、回答者の中から抽選で県認証農産物等の賞品が当たるPRキャンペーンを実施する。子育て層をメインターゲットとし、県認証農産物の購買に繋げる。また、若年層をサブターゲットとし、SNSを通じた県認証農産物の認知度向上を図る。

イ キャンペーン実施期間：令和7年9月下旬～11月下旬頃の2か月程度

ロ ターゲット：子育て層（メイン：購買促進）、若年層（サブ：認知度向上）

（２）PRキャンペーン事務局の運営

キャンペーンの実施に当たり、応募の取りまとめ、抽選、県認証農産物を含む賞品の選定・購入・発送・問い合わせ対応等の事務局業務を実施する。賞品内容は、ターゲットとなる子育て層、若年層の参加動機に繋がるものとし、当選者数は50名程度を想定している。

(3) PRキャンペーンに係る広報・宣伝ツール、アンケートフォームの作成

キャンペーンのPR活動に必要な広報・宣伝ツール及び、応募に必要なアンケートフォームを以下のとおり作成する。

イ ランディングページ (LP)

キャンペーンに係る事項を網羅的にまとめたLPを作製する。構成は、以下のとおりとする。

- ・キャンペーンの概要
- ・県認証制度の説明
- ・賞品の紹介
- ・応募方法
- ・アンケートへ誘導するURL
- ・県認証農産物取り扱い店舗（昨年度のキャンペーン参加店舗）の紹介
- ・特設販売会の概要
- ・キャンペーンに係るQ&A
- ・問い合わせ先

※昨年度のキャンペーン参加店舗リスト

小売店（所在地）

- ・おもしろいし市場（白石市）
- ・産直市場みんな野（刈田郡蔵王町）
- ・道の駅 村田（柴田郡村田町）
- ・秋保ヴィレッジ アグリエの森（仙台市）
- ・JRフルーツパークあらはま（仙台市）
- ・有限会社佐々広商店（大崎市）
- ・有限会社マルセンファーム（大崎市）
- ・くんぺる直売マーケット（登米市）
- ・とよま観光物産センター（登米市）
- ・農家の直売所 グリーンサムいちば（石巻市）

飲食店（所在地）

- ・ごっつおうさん（柴田郡大河原町）
- ・TERROAGE AKIU（秋保ワイナリー）（仙台市）
- ・農家のレストラン ORGANIC FIELD CAFÉ（仙台市）
- ・Route 227 s' Café（仙台市）※令和7年3月閉店
- ・くんぺる農場レストラン（登米市）

ロ チラシ

キャンペーンの開催を周知するため、チラシ（PDF形式）を作成し、広報活動に活用する。
メインデザインは、県より提供する下記の昨年度のキャンペーンで作製したポスターのデザインを
準用し、キャンペーンの実施期間及び下部の編集可能部分に以下の内容を含めて作製すること。

内容：キャンペーン期間、キャンペーンの概要、特設販売会の概要、LPに誘導する二次元コード、
賞品の紹介、応募方法、問い合わせ先



編集可能部分

（参考）「令和6年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン」ポスター

ハ アンケートフォーム

上記イのLP内に、アンケートへ誘導するURLを掲載する。アンケート項目は、県で指定する。
アンケートの作成・回答・取りまとめに当たり、利用する外部サービスの選定については、以下の
要項を満たすこと。

（イ）外部サービスの選定に当たっては、次の事項を含む情報セキュリティ対策基準を選定基準及び
選定条件に含めること。

- ・外部サービスの利用を通じて県が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
- ・外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- ・外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、県の意図しない変更が加えられないための管理体制
- ・情報セキュリティインシデントへの対処方法
- ・サービスレベルの保証

(ロ) 外部サービス選定時には次の第三者認証制度を可能な限り活用すること。

- ・ I S O / I E C 27017 によるクラウドサービス分野における I S M S 認証
- ・ I S M A P の管理基準
- ・ I S M A P クラウドサービスリスト
- ・ 日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査
- ・ S O C 報告書 (Service Organization Control Report)
- ・ その他外部サービス提供者が提供可能な第三者による監査報告書や認証等

(4) PRキャンペーンの告知等

県が運用する Instagram アカウント「【公式】みやぎの環境にやさしい農産物」を活用し、キャンペーンの告知、特設販売会の告知、特設販売会に出店する生産者への取材等に基づく紹介、県認証農産物に関する情報発信を行う。また、投稿方法は、子育て層をターゲットとしたフィード投稿に加え、リール、ストーリーズ等の機能も活用し、若年層の目にも留まりやすく、興味をひく内容とする。なお、キャンペーン及び特設販売会の周知、Instagram のフォロワー獲得に効果的な広告配信を行う。

※「【公式】みやぎの環境にやさしい農産物」Instagram アカウントURL

https://www.instagram.com/miyagi_yasashiinousan

(5) 特設販売会の開催

県が指定するスーパーマーケットにおいて、キャンペーン開催期間中に、県認証農産物を実際に購入できる機会及び生産者と消費者の相互理解のための交流機会の創出を目的とした県認証農産物の特設販売会を開催する。開催に当たり、特設販売会実施店舗及び出店者との調整、特設販売会の周知、保険の加入を行う。なお、詳細は変更になる場合がある。

イ 日時、指定会場

- ・ 第1回：令和7年10月11日（土）～12日（日） 午前9時から午後3時まで
食品館イトー仙台泉店
〒981-3137 仙台市泉区大沢3丁目9-1 ホームセンタームサシ敷地内
- ・ 第2回：令和7年11月8日（土）～9日（日） 午前9時から午後3時まで
食品館イトー泉松森店
〒981-3111 仙台市泉区松森字浦田58

ロ 開催形式

イで定める指定会場において、県認証制度に取り組む生産者が対面で消費者に県認証農産物を販売する。出店者は県で募集し、決定するものとする。出店者数は1日5者程度を想定している。

ハ 開催場所

- ・第1回：食品館イトー仙台泉店 エントランススペース（屋外・屋根付き）
使用面積：1者当たり1.8m×1.8m程度（予定）
- ・第2回：食品館イトー泉松森店 エントランススペース（屋外・屋根なし）
使用面積：1者当たり1.8m×3.6m程度（予定）

ニ 什器・装飾物

- ・第2回（食品館イトー泉松森店）の開催に当たっては、日光や雨を遮るためのテントを準備すること。1者当たり1張りとし、テントサイズは1.8m×3.6m程度とする（予定）。
- ・その他の什器（長テーブル（1,800mm×450mm）1者当たり2台程度）、装飾物等（のぼり、卓上ミニのぼり、法被、ポップ等）は県及び出店者が準備するものとする。

ホ 周知方法

（イ）チラシ

特設販売会の詳細を周知するため、チラシ（PDF形式）を作成し、広報活動に活用する。メインデザインは、（3）ロの昨年度のキャンペーンで作製したポスターのデザインを準用し、下部の編集可能部分に以下の内容を含めて作製すること。

内容：特設販売会の日時、場所、出店者、販売予定品目、LPへ誘導する二次元コード、問い合わせ先

（ロ）SNS

上記（イ）で作製したチラシを活用し、Instagramアカウント「【公式】みやぎの環境にやさしい農産物」において、消費者に向けた特設販売会の周知を行うこと。

（ハ）その他

集客に効果的な情報発信を行うこと。

ヘ 保険の加入について

出店者を対象とする傷害保険、消費者（1日当たり1,500名程度）を対象とする賠償責任保険に加入すること。

ト その他

特設販売会において県認証農産物を購入した場合は、キャンペーンの当選確率が上がる仕様とする等、消費者の特設販売会への参加動機が高まるような工夫、また、生産者と消費者の相互理解促進に繋がるよう工夫をすること。

（6）PRキャンペーン終了後の事業効果の取りまとめ、報告書作成

上記（1）～（5）の業務終了後に、事業効果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出する。

（7）独自提案（任意）

委託業務の目的を達成するため、上記に捉われない企画提案者の創意工夫に基づく取組を予算の範囲内で提案すること。

6 実施体制

本業務を効果的かつ適性に実施可能な人員体制を整備すること。

7 発注者への報告等

- (1) 契約締結後、速やかに業務の実施方法等を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 本業務の進捗状況について、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (3) 発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。
- (4) 業務終了後、速やかに業務実績等を記載した業務完了報告書（任意様式）を提出し、発注者の検査を受けること。

8 成果品

提出する成果品は、次のとおりとする。納入先は、宮城県農政部みやぎ米推進課とする。納期については、イはキャンペーン開始前、ロ及びハは令和8年2月27日（金）、ニは随時とする。

イ キャンペーン及び特設販売会のチラシのPDFデータ

ロ キャンペーン実施に当たり撮影した写真データ等

ハ 業務完了報告書

形状はPDF等の電子データを格納した電子媒体（USBメモリ等）とする。

ニ その他、発注者が必要とするもの

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物（LP、チラシ等）の著作権は発注者に帰属するものとする。また、発注者は、自ら使用するために必要な範囲において本業務の成果物を随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成

15年法律第57号)を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- (3) 受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。